国土を整え、全力で備える
国土交通省中国地方整備局
鳥取河川国道事務所
Ministry of Land, Infrastructure,Transport and Tourism
Chugoku Regional Development Bureau

お知らせ

令和８年　６月１５日

資料提供先：鳥取県政記者会
鳥取市政記者クラブ

千代川の刈草・流木を無償提供します！

～資源を有効活用～

●堤防の異状を把握するため、年間2回、堤防の除草を実施しています。
●発生した刈草や流木の資源の有効活用に取り組むため、希望者に無償で提供します。
●6月上旬より随時受付しますので、引取りを希望される方は、河原流域治水出張所へお問い 合わせ・お申し込みください。
●刈草、流木の引渡しは、ご希望の日程をうかがったうえ、当方よりお示しする各提供場所付近の最寄りの待ち合わせ場所にて待ち合わせし、引渡し箇所までご案内します。
なお、刈草の大口希望の方に限り、国による農場までの直接運搬も可能です。
（詳細は下表及び別紙1、1-2参照）
●先着順のため、お早めにお申し込みください。
●刈草処分のコスト縮減になりますので、みなさまの積極的な申し込みをお願いします。

千代川源太橋より下流区間	
提供個数	1日360個（ロール）以上
運搬範囲	旧鳥取市、福部町、国府町
搬入路	搬入口に3tダンプトラックが進入できる幅員（2.5m以上）があること

千代川源太橋より上流区間	
提供個数	1日200個（ロール）以上
運搬範囲	旧鳥取市、河原町、用瀬町、佐治町、八頭町
搬入路	搬入口に3tダンプトラックが進入できる幅員（2.5m以上）があること

○提供する資源　刈草・流木（詳細は別紙1、2参照）
○申込方法　希望者は「別紙 申請書」に必要事項をご記入のうえ、下記の申請窓口に送付または持参してください。申請書は窓口でも配布しています。
こちらからダウンロードもできます。→刈草のリサイクル/河原流域治水出張所
○提供開始日　令和８年６月上旬～　※なくなり次第終了
○申請窓口・問い合わせ先　河原流域治水出張所（受付時間 平日 9:00～17:00）
住所：鳥取市河原町長瀬56-1　電話：0858-85-0517

問い合わせ先

国土交通省中国地方整備局鳥取河川国道事務所

副所長（河川）　若井　克文　わかい　かつふみ
【担当】　河川管理課長　中脇　大　なかわき　だい
電話：0857-22-8435（代表）
（担当出張所）河原流域治水出張所（前田、西垣）　電話：0858-85-0517

鳥取河川国道事務所HP
https://www.cgr.mlit.go.jp/tottori/

X（旧Twitter）
https://x.com/mlit_tottori

（別紙１）

刈草・流木の提供について

○刈草

・堤防を除草したときの刈草です。
・ロールにしない状態での提供も可能です。
・過去には果樹園や牧場の方に提供しました。

ロール作成の様子

１ロール
直径60cm×長さ80cm程度

果樹園の提供

果樹園の提供

（別紙１-２）

刈草・流木の提供について

○刈草提供場所

（刈草提供場所）

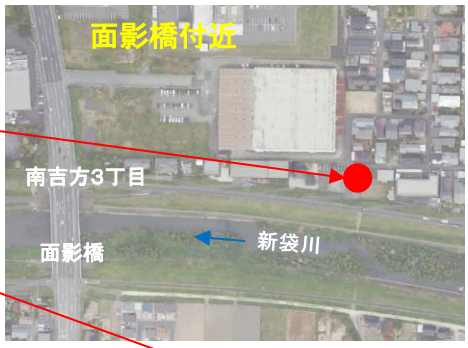

「出典：国土地理院（地図・空中写真閲覧サービス）」

「国土地理院の地図・空中写真を加工して作成」

（別紙２）

刈草・流木の提供について

○流木

・千代川河口に流着した流木です。
・大きさは不揃いです。
・流木に含まれる塩分はおおむね0.3%未満です。
・過去にはアートに利用された方もいます。

（流木仮置場）

（ 別紙 ）

刈 草 引 取 り 申 請 書

令和　8 年　　月　　日

国土交通省　鳥取河川国道事務所

河原流域治水出張所長　殿

申請者氏名

千代川水系の維持管理等で発生した刈草について、当方で引取りたく申請します。

予定引取年月：令和　8 年　　月頃

数量：【 刈草 （　　ロール ） 程度 】※1ロールは径60cm×80cm程度

：【 刈草 （ 軽トラ　　台 ） 程度 】※ロールにしない状態での引取り

用途：家畜の飼料・敷ワラ・堆肥・その他（　　）

申請者連絡先：住所 ：

TEL ：

【注意事項】

- 提供は先着順とし、申請者全ての皆様にご希望の数量でお渡しすることができない場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- 積込み・運搬は申請者にて行ってください。
- 刈草は申請者が利用し、転売、営利目的に使用しないでください。
- 引取り後の刈草は申請者の責任により使用し、適切に管理してください。
- 積込・運搬時ならびに、提供後の刈草使用において発生した事故等に関して、国土交通省は一切の責任を負うことはできません。
- 引取り回数は１回に限りません。
  数回希望の方はその都度、本申請書を提出してください。
- 日程・引渡し場所の調整は改めてさせていただきます。（原則、平日のみ）

【個人情報の保護】

上記申請で得た個人情報は、刈草の適正な管理のため必要とするものであり、取扱いについては個人情報保護法の趣旨に則り、適正に管理させていただきます。

【 申請及び問い合わせ先 】

〒680－1241　鳥取市河原町長瀬56－1

国土交通省　鳥取河川国道事務所　河原流域治水出張所

受付 ： 平日　9:00 ～ 17:00

電話 ： 0858－85－0517

FAX ： 0858－85－2162

（ 別紙 ）

流 木 引 取 り 申 請 書

令和　8 年　　月　　日

国土交通省　鳥取河川国道事務所

河原流域治水出張所長　殿

申請者氏名

千代川水系の維持管理等で発生した流木について、当方で引取りたく申請します。

予定引取年月：令和　8 年　　月頃

数量：【 流木 （　　本）、（軽トラ　台） 程度 】

用途：（　　）

申請者連絡先：住所：

TEL ：

【注意事項】

- 提供は先着順とし、申請者全ての皆様にご希望の数量でお渡しすることができない場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- 積込み・運搬は申請者にて行ってください。
- 流木は申請者が利用し、転売、営利目的に使用しないでください。
- 引取り後の流木は申請者の責任により使用し、適切に管理してください。
- 積込・運搬時ならびに、提供後の流木使用において発生した事故等に関して、国土交通省は一切の責任を負うことはできません。
- 引取り回数は１回に限りません。
  数回希望の方はその都度、本申請書を提出してください。
- 日程・引渡し場所の調整は改めてさせていただきます。（原則、平日のみ）

【個人情報の保護】

上記申請で得た個人情報は、流木の適正な管理のため必要とするものであり、取扱いについては個人情報保護法の趣旨に則り、適正に管理させていただきます。

【 申請及び問い合わせ先 】

〒680－1241　鳥取市河原町長瀬56－1

国土交通省　鳥取河川国道事務所　河原流域治水出張所

受付 ： 平日 9:00 ～ 17:00

電話 ： 0858－85－0517

FAX ： 0858－85－2162